

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4. 11. 7	R5. 1. 4	・平成29年度東京都公立学校校長職候補者選考における第一次選考の結果について（通知） ・面接時程表 ・受験者名簿 ・校長選考面接受験の方へ（受験者への通知文）	4	1					1								職員番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）であるため	教育庁人事部選考課
2	R4. 11. 29	R5. 1. 4	教職員の服務事故について	4	1					1	1	1						・当事者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・公にすることにより、各報道機関がどのような取材を行っているか、また、取材で取得した情報が明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められため ・URLは、開示されることにより、不正アクセスを受けるなど、犯罪の要望に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
3	R4. 11. 2	R5. 1. 6	2教指企第334号民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書について」起案原議	1	1														教育庁指導部管理課
4	R4. 11. 2	R5. 1. 6	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキング（仮称）事業基本協定その2に関する覚書	1	1					1								業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
5	R4. 11. 2	R5. 1. 6	令和4年11月1日に行われた都議会文教委員会において、●●委員と●●部長との「英語スピーキングテストの利益相反に関する」答弁で「都教委と実施事業者との間に覚書の存在をのべていたこと」に関して ・覚書を作成するにあたり、実施事業者とのやりとりなどの一切の文書や図面や電磁的記録 ・覚書を作成するにあたり、法務関係者など専門家とのやり取りに関する一切の文書や電磁的記録					1									請求に係る公文書は保存年限経過により廃棄済みであり、存在しないため	教育庁指導部管理課	
6	R4. 11. 8	R5. 1. 6	4教指企第831号「実施協定の締結について」起案原議	1	1					1	1		1					・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため	教育庁指導部管理課

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
7	R4.11.9	R5.1.6	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキング（仮称）事業基本協定その2 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施協定（令和4年度）	1	1						1	1	1	1					・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため	教育庁指導部 管理課
8	R4.11.7	R5.1.6	・31教指企第529号基本協定その1起案原議 ・2教指企第334号基本協定その2に関する覚書起案原議 ・出張復命書（令和4年5月分） ・出張復命書（令和4年10月分）	1	1														教育庁指導部 指導企画課	
9	R4.11.7	R5.1.6	・基本協定その1 ・31教指企第739号基本協定その2及び起案原議 ・31教指企第1206号実施協定（令和元年度）及び起案原議 ・31教指企第2194号実施協定（令和2年度）及び起案原議 ・2教指企第928号実施協定（令和2年度）及び起案協定 ・3教指企第150号実施協定（令和3年度）及び起案原議 ・4教指企第831号実施協定（令和4年度）及び起案原議 ・分担金額の確定原議（各年度） ・分担金支出原議（各年度） ・分担金支出命令書（各年度） ・基本協定その2に関する覚書 ・実施起案原議（令和4年5・10月分） ・出張記録（令和4年5・10月分） ・「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書（各年度）	1	1						1	1	1	1					・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められるため	教育庁指導部 指導企画課

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
10	R4. 11. 7	R5. 1. 6	・都教委が文部科学省に相談した際の資料① ・都教委が文部科学省に相談した際の資料② ・文部科学省の見解を聞き取った資料	11		1								1	1			・未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部、東京都及び文部科学省相互間における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・未確定な情報である本件文書の内容が公になることにいより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った文部科学省からの実施機関に対する信頼を損ねるおそれがあり、その結果、今後の文科省とのやり取りが円滑にできなくなるなど、業務遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・職員個人のメールアドレス及び内線番号は、公にすることにより業務に關係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁総務部 教育政策課
11	R4. 11. 14	R5. 1. 10	学校に勤務する教職員の懲戒処分の発表について（令和4年11月9日付発令関係）	3	1													教育庁人事部 職員課	
12	R4. 11. 14	R5. 1. 10	記者会見関係資料・公表資料・報道記録等														東京都教育委員会では、令和4年11月9日付けの懲戒処分についてその内容を東京都教育委員会ホームページに掲載し、公にしているため（東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当）	教育庁人事部 職員課	
13	R4. 11. 14	R5. 1. 10	・4教人職第1433号 ■■■■■公立学校教員に対する懲戒処分について ・令和4年11月9日付け発令通知書 ・4教人職第1748号 教員に対する処分について（通知） ・取材データベース記録2件 ・4教人職第689号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問） ・4懲分審第6号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申） ・4教人職第1364号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問） ・4懲分審第13号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申）	64		1					1	1	1					・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため ・当事者・関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・懲戒分限審査委員会への諮問又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階の案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため ・当事者・関係者の所属名、氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものもを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・URLは、開示されることにより、不正アクセスを受けるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部 職員課

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定期月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
25	R4. 11. 24	R5. 1. 23	・令和3年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書	110		1				1	1			1				・試験問題の作成検討に関する開催日時、場所、内容などの情報が公にされることにより、検討過程の推移を特定できる内容が明らかになり、今後の試験運営において適正及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 ・試験問題の採点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれこととなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため ・試験運営の根幹に係る事項であるため、当該箇所を開示すると、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・当該箇所は回答内容から会場名が特定し得る内容となっており、開示すると今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となる。その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部指導企画課
26	R4. 11. 28	R5. 1. 27	・受験の手引き ・生徒一覧（学校とりまとめ・完全個人） ・バス手配原議 ・貸切バス案内 ・令和4年度実施要領起案原議 ・令和4年度実施要領	1212		1					1			1				・当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・公にすることにより、業務に關係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報は、本紙を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する際、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報を公にすることにより、外部から学校への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応の為に学校の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、バスの運行等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課
27	R4. 11. 28	R5. 1. 27	・教員用の受験の手引き ・会場運営マニュアルや試験監督マニュアル ・試験当日の全試験会場からの実施報告						1								請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課	
28	R5. 1. 13	R5. 1. 27	令和4年11月27日に実施された中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)における前半実施組と後半実施組それぞれの平均点及び得点分布を示す一切の文書						1								請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課	
29	R4. 12. 1	R5. 1. 30	視察箇所等一覧	1		1								1				当該情報は、本試験を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する再、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課

## 令和4年度 公文書開示（令和5年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定期月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
30	R4. 12. 1	R5. 1. 30	・令和4年11月22日付記者レク資料 ・運営協力職員マニュアル ・運営協力職員マニュアル（特別措置専用会場用）	41		1						1			1				・当該情報は、事業者の試験運営上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・職員が用務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関係のない電話がくる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課
31	R4. 12. 2	R5. 1. 31	・31教指企第529号「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その1の決定について」起案原議 ・2教指企第334号「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書について」起案原議 ・2教指企第1765号「東京都中学校英語スピーキングテスト事業に係る名称変更及び覚書の締結について」起案原議 ・協議書	155	1														教育庁指導部指導企画課	
32	R4. 12. 2	R5. 1. 31	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その1 ・31教指企第739号起案原議 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・4教指企第609号起案原議 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・4教指企第766号起案原議 ・事業の方針変更等に関する覚書 ・4教指企第831号起案原議 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施協定（令和4年度） ・承諾書	331		1						1	1	1	1				・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	教育庁指導部指導企画課